

学校生活におけるルールとマナー

○ 個性の伸長と人格の完成に努める

高等学校の生活は、将来社会人として役に立つ資質を養う大切な時期です。みなさんは学校生活を通して個性をのびし、望ましい人格の形成に努力しましょう。

○ 望ましい人間関係の育成に努める

互いに人格を尊重し、自分の言動に責任をもつこと。また、相互にあいさつをすることは明るい学校をつくり出す基本です。

はじめに

稲生高校の生徒として、学校の教育方針を十分に理解し、基本的な生活習慣を身につけ、集団生活の規律・秩序を守り、意欲的に学校生活を送るよう努めましょう。また、礼儀正しく、一人ひとりが協力し、思いやりの心を持って、高校生としてふさわしい態度で人に接して下さい。楽しく豊かな高校生活を実現しましょう。

Ⅰ 学校生活について〈基本的生活習慣の確立に努める〉

規則正しい生活習慣を身につけること、特に学習の習慣を身につけることは、高校生活を送る上でとくに大切なことです。そのために、次の事柄をよく守ってください。

(1) 登下校について

- ① 登下校時は制服を着用する。
- ② 始業時（午前8時50分）には自席に着席する。
- ③ 欠席・遅刻をする場合は、午前8時50分までに『すぐーる』にて保護者が連絡する。
- ④ 学校遅刻した場合は、生徒指導部に遅刻届を取りに行き、学年室で登校したことを確認後、担任または授業担当者へ提出する。
- ⑤ 登校後、やむを得ず早退や外出が必要な場合は、担任等の許可を得て、生徒指導部で手続きをおこなう。
- ⑥ 最終下校時刻は原則午後7時とする。

「登下校マナー」

- ・自転車、歩行者ともに交通マナーを守り、他の人の迷惑になるような行為はしない。
- ・イヤフォンやヘッドフォンをつけて登下校しない。
- ・コンビニエンスストアや公園などで溜まり、地域の方の迷惑になるような行為はしない。
- ・ゴミを捨てない。
- ・バス・電車等を利用する場合も公共のマナーをわきまえ、周りの人たちに迷惑をかけない。
- ・学校周辺の道路で送迎のための駐停車は禁止する（送迎が必要な場合は学年に申し出て、生徒指導で許可を得ること）

(2) 授業及び休み時間について

- ① 各休み時間の間に、次の授業の準備をしておく。
 - ・速やかに準備を行い、5分前行動を心がける。
- ② 教室以外での授業や集会等で移動する場合は、休み時間中に移動を済ませる。
- ③ 授業で与えられた課題や宿題にしっかり取組み、提出期限を厳守する。
- ④ 始業時から終業時までの間は、許可なく校外に出ない。
 - ・やむを得ない場合は、担任または学年・生徒指導の許可が必要
- ⑤ 保健室で休養した場合は、その旨を担当に報告する。授業に途中で戻る場合は、授業遅刻の届けを生徒指導部で手続きし、授業担当者に提出する。

「授業5つのルール」を守る。

- ・時間厳守 ・授業の始めと終りに挨拶（起立・礼）をする。
- ・事前準備（机には該当の授業道具及び筆記用具のみ出しておく。）
- ・不要物の持ち込み禁止 ・私語厳禁

(3) 考査について

- ① 座席は指定された場所に着席すること。
- ② 教科書、ノート、プリント等は鞆に入れ、廊下へ持ち出す。
- ③ 携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチは電源を切り鞆の中へしまう。
- ④ 机の中はすべて空にする。また、机上の落書きは必ず消す。
- ⑤ 特に指定のない場合を除き、机には筆記用具、消しゴムのみとする。また、ティッシュを使用する際は、テスト監督の教員に申し出て、事前に許可を得る。
- ⑥ 不正行為や不正類似行為、まぎらわしい行為はしない。
- ⑦ 体調不良等、やむを得ない理由を除き、途中退室は禁止する。
- ⑧ 考査発表日から考査最終日の前日まで、アルバイト、自動車学校での教習は禁止する。

(4) 校内生活について

- ① 校内では制服を着用する。
- ② 携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等の使用はマナーを守るとともに、授業中は電源を切り使用しない。
- ③ 自分の持ち物には必ず名前を書き、自己管理を徹底する。
- ④ 貴重品は常に身に付けるか、貴重品袋を利用する。
 - ・必要な場合は担任に預けること
- ⑤ 学習に不要なものは持ってこない。
 - ・ゲーム機、漫画、化粧品類（ヘアアイロンなど）、カードゲームなど
- ⑥ 避難経路や避難方法を確認し、緊急の時など迅速・安全に避難できるようにする。
- ⑦ 校舎、校具を大切に使用し、汚したり壊したりしないよう注意する。
- ⑧ 常に整理整頓を心がけ、清掃美化に努める。

「校内美化」

- ・校舎・施設の使用については、常に整理整頓を心掛け、清掃美化に努める。

- ・ゴミを放置しない。
- ・持ち物は決められたロッカーに入れて管理し、常に整理整頓をする。
- ・机の上や足元に荷物や授業に関係ないものを置かない。

(5) 問題行動及びそれに類似する行為

校外を問わず、飲酒、喫煙（電子たばこ含む）、喧嘩、暴力や他人に迷惑をかける行為、法律違反は厳禁。その他、窃盗（万引き等）、交通関係等の問題行動など絶対にしない。警察等の補導を受けた場合は必ず学校へ連絡する。なお、これらの行為については学校として特別な指導の対象となる。

① 犯罪行為

万引き、自転車・オートバイ窃盗、占有離脱物横領、強盗、暴行・傷害、恐喝・金品強要、不正乗車、特別法犯、その他刑法犯等

② ぐ犯・不良行為

喫煙、喫煙同席、喫煙具所持、乱暴、器物破損、いじめ（特別指導を伴ういじめ）、暴走行為、家出・無断外泊、怠学、飲酒、喧嘩、暴言、たかり、深夜徘徊、不健全娯楽、迷惑行為等

③ その他

考査不正行為、無断免許取得、無断アルバイト、指導拒否、DV（デートDV）等
・生徒間での金品のやりとりや賭け事等も同様

2 校外生活について

本校生徒としての自覚と誇りを持ち、健全な生活を送る。

(1) 生活の基本について

- ① 外出する際は、家族に行き先、用件、帰宅時間を伝える。
 - ・無断外泊は厳禁
- ② 夜間の外出（午後10時から午前5時まで）は青少年健全育成条例により禁止する。
 - ・保護者同伴の場合を除く
- ③ 休日や長期休業中においても、規則正しい生活を心がける。
 - ・三重県青少年保護育成条例等によって禁止されている場所へ出入りしてはいけない。
- ④ 住所変更等、家庭状況に変化があった際は、担任に申し出る。

(2) アルバイトについて

アルバイトは届出制で、アルバイトを行なう必要がある生徒は、保護者、担任とクラブ顧問等と相談した後、生徒指導部に「アルバイト届」を提出し、ルールを厳守する。

3 服装・身だしなみについて

下記の頭髪、服装規定をよく守り、清潔で端整な身だしなみを心がける。

(1) 制服について

- ① 登下校は、学校指定のブレザー、スラックス・スカート（夏用・冬用）、シャツ（長袖・半袖）、ネクタイ・リボン、カーディガンを着用する。
 - ※ネクタイ、リボンについては、長袖シャツ時は必ず着用、半袖シャツ時は自由着用。
 - ※スラックス時はネクタイ、スカート時はリボンを着用する。

- ② 衣替え時期は設けないが、各自が時期や気候等に応じて学校指定の制服を着用する。
- ③ 制服の変形や改造は行わない。
- ④ やむを得ず異装しなければならないときは、生徒指導部に申し出る。

(2) 制服のサイズについて

スラックス	ウエスト……実寸+6cm以内、長さ……床にすらない程度
スカート	長さ……身長を元にした学校基準により決定する。(ひざ丈程度)
ブレザー・シャツ	身体に適した大きさ

- 【注意】・不適合なサイズの着用・変形・加工は禁止する。変形・加工した場合は、買い直す。(貰い受けの制服についても、不適合なサイズの着用は認めない)
- ・体型により、特別なサイズの物が必要な場合は学校と販売業者に相談の上、バランスのとれたサイズにする。

(3) 着こなし・身だしなみの規定

スラックス	<ul style="list-style-type: none"> ・ファスナー、ホックをきちんと留めベルトを着用し、採寸時の位置で履く。 ・ウエストの位置を下げたり、裾をまくるような履き方は禁止する。 ・裾がぼろぼろにならないように気をつける。
スカート	<ul style="list-style-type: none"> ・採寸時の位置で履く。(ウエストの高さで履くこと) ・ウエストで巻き上げたり、ベルトで留めて短くしない。 ・下から、ズボン類(ハーフパンツやジャージ等)を見せて履くことは禁止する。
ブレザー	<ul style="list-style-type: none"> ・ボタンを留める。※式典は必ず着用 ・校章をつける。
シャツ、	<ul style="list-style-type: none"> ・長そでシャツは第一ボタンをして裾をズボンに入れる。 ・半そでシャツは第一ボタンのみ外してよい。 ※ネクタイ・リボン着用時は長そでと同様にする。
ネクタイ、リボン	<ul style="list-style-type: none"> ・下へさげずに襟元で締める。 ・スナップ式リボンは装着の位置を変えない。 ※ゴム式リボンの着用・ボタン位置の変更は認めない。
カーディガン	<ul style="list-style-type: none"> ・学校指定のカーディガンのみ着用を認める。 ・腰に巻いて着用することは禁止する。 ・ブレザーの下に、指定外のカーディガン・セーター・パーカーやジャンパー類等を着用することは禁止する。 ・学校指定のカーディガンの中に指定外のカーディガンを二重に着用することは禁止する。
靴下	<ul style="list-style-type: none"> ・スカート時の長さは、くるぶしが必ず隠れる位置から膝下までの長さとする。※指定マーク入りハイソックスを購入することもできる。 ・色については、白、黒、紺、灰色の華美でないもの。 ・靴下を下げて履かないこと。 ・ルーズソックスは禁止。 ・防寒用として、黒のタイツ類の着用を認める。

防寒着 防寒具	<ul style="list-style-type: none"> ・華美でないジャンパー・コート類、マフラー・手袋等の着用を認める。 ・登下校時以外、校舎内では着用しない。 ・革ジャンパー・ジージャン・スカジャン・プルオーバータイプ（パーカー類）は禁止する。 ・ひざ掛けの使用は教室のみとする。教室移動時に腰に巻いて歩かない。定期考査時の使用は禁止する。
靴	<ul style="list-style-type: none"> ・上履き（スリッパ・体育館シューズ）には必ず記名する。 ・登下校時は、高校生として適切なもの（ローファー、運動靴）を着用する。 ・スリッパ類・スポーツサンダル類は禁止する。
頭髪	<p>※下記のことは禁止、常に清潔を心がける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変形させた髪型。（剃り込み、左右非対称、など） ・染色、脱色をすること。 ・パーマやアイロンをあてること。（自分でパーマのように加工することも含む） ・エクステンションをつけること。 ・装飾品に該当する髪留めやゴムをつけること。 <p>※過去に染色・脱色をしたことがある場合、色落ちする度に染め直してもらうこととなります。また、ドライヤーやヘアアイロンなどの熱により髪が傷み、色が変わった場合も指導の対象となるので気をつけてください。</p>
装飾品・ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・化粧、カラーコンタクト、まつげエクステンション、マニキュア、付け爪等は禁止する。 ・ピアス・ネックレス・指輪などの装飾品類は禁止する。 ・首からものをかけない（財布やポーチ、携帯電話など） ・スポーツ用チタン製品等の使用は部活動時のみにする。

(4) 身だしなみの指導

指導項目	指導
・ 制服の無断改造、加工	再購入および預かり
・ スカートの下から見えるようにハーフパンツやジャージ類をはく	預かり指導
・ 指定外のカーディガン、ブレザーの下に着ているジャンパーやパーカー類	預かり指導
・ カーディガン、ブレザーの腰巻	預かり指導
・ カーディガン下に指定外のカーディガン（二重着）	預かり指導
・ 装飾品（ピアス・イヤリング・指輪等）	預かり指導
・ つけまつげ、つけ爪、カラーコンタクト	預かり指導
・ 華美な髪留めや、装飾品に該当する髪留めやゴム	預かり指導
・ ひざ掛けの不適切使用（教室外）	預かり指導
・ 化粧・マニキュア、カラーリップ	その場で落とす
・ ひどい頭髪の加工（脱色、染色、パーマ、極端な髪型、エクステ等）	状況によっては、再登校指導
・ 制服以外での登校、靴以外（サンダル、アウトドアサンダル等）での登校	（改善して登校する）とする

4 通学について <交通安全、生命の尊重に努める>

自転車の乗り方にはとくに気をつけてください。自転車の二人乗り、並進、傘さし運転、無灯火運転、イヤフォンを装着しての運転や携帯電話を操作しながらの運転は厳禁です。また、バイク、原動機付き自転車などの無免許運転、無許可免許取得などは一切禁止です。

(1) 交通法規・マナーを遵守する。

・交通ルールを守り、常に安全を心がけ事故等に気をつける。

(2) 自転車通学を希望する生徒は、以下のことを厳守する。

- ①「自転車通学許可願」を生徒指導部に提出し、生徒指導部が年度初めに実施する自転車点検を受ける。
- ② ①の実施後、生徒指導部が発行するステッカーを通学で使用する自転車に貼る。
- ③ 雨天時は合羽を着用する。
- ④ 防犯登録を行う。
- ⑤ 自転車保険に加入する。
- ⑥ 学校内での駐輪は、指定の場所に施錠（ツーロック）をして停める。

※2023年4月よりヘルメット着用努力義務となりました。

(3) 原動機付き自転車による登校について

原動機付き自転車（50cc以下）は、鉄道、バスなどの交通機関及び自転車の利用が不可能な地域からの通学などで、校長が特にやむを得ない事情があると認める生徒に対して免許取得、通学を認める場合がある。

5. 運転免許取得について

(1) 普通自動車運転免許について

- ① 在学中は原則、普通自動車運転免許の取得を禁止する。但し、進路が決定している3年生で、自動車学校への入校を希望する生徒は、生徒指導部に「自動車学校入校許可届」を提出し、「自動車学校入校許可書」を受け取る。
- ② 自動車学校への入校は、2学期中間考査後に設定された日以降とし、入校の際は生徒指導部が発行した「自動車学校入校許可書」を自動車学校に提出し、自動車学校から発行された「自動車学校入校報告書」を生徒指導部に提出する。
- ③ 自動車学校の教習は、放課後及び土曜日・日曜日・祝日とする。
- ④ 定期考査発表日から考査終了日の前日までの教習を禁止する。
- ⑤ ④の期間は教習手帳を担任に預ける。
- ⑥ 平日に修了検定や卒業検定を受験する場合は、「修了検定受験許可証」・「卒業検定受験許可証」の発行を、事前に担任に申し出る。なお、受験許可証発行後、学校のある日に、学校に登校せず修了検定や卒業検定を受験する場合は欠席扱いとなる。
- ⑦ 合宿での普通自動車運転免許取得は禁止する。
- ⑧ 就職が決まり職種内容上、準中型自動車運転免許が必要な生徒は、担任に申し出る。

※県公安委員会指定の自動車学校に限る。

免許取得は、原則、卒業後とする。

バイクの免許取得については、四輪の免許取得と同時取得は原則認めない。

(2) 二輪車運転免許について

- ① 在学中は原則、二輪車運転免許の取得を禁止する。ただし、「4.通学について(3)」で通学を許可された生徒は、生徒指導部で所定の手続きを行った後、原動機付き自転車(50cc以下)のみ、運転免許を取得する。
- ② 二輪車運転免許(50ccを超えるもの)を取得する必要があるなど、正当な理由があると校長が認めた場合は、生徒指導部で所定の手続きを行った後、二輪車運転免許を取得する。※合宿での普通自動車運転免許取得は禁止する。